

# ハラスメント対策研修会

日 時:令和3年1月29日(金)14:00~15:30

実施方法:ZOOMを使用したオンライン研修

(ZOOMをダウンロードしたPCをご用意ください)

2020年(令和2年)6月からパワーハラスメント対策が労働施策総合推進法の改訂により事業主(大企業)の義務となりました。(中小企業は、2022年(令和4年)4月1日から義務化されます。それまでは努力義務です。)

取組みが難しいのでは?と考えがちですが、職員へのハラスメント研修や管理職の意識改革、コミュニケーションの活性化などにより、日頃から相談しやすい職場環境を作っていくことはできなくはありません。

本研修会では、ハラスメントについて職場で起こさないための対策と、万が一発生してしまった場合の対応について学びます。

1 主 催 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

2 対 象 県内の社会福祉施設の経営者、管理者、施設長等

3 定 員 80名

4 参加費 無料

5 申込方法

「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、令和3年1月15日(金)までにメールにてお申込みください。定員を超えて申込みのあった場合には、同一法人、事業所からの参加人数を調整させていただきますのでご了承ください。※決定通知等は送付致しません

6 受講にあたってのお願い

(1) 新型コロナウイルス感染症などやむを得ない事情により研修会を中止する場合があります。その場合は申込みいただいたメールアドレスにお知らせします。

(2) 個人情報保護の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報は、本研修の運営管理のみに使用します。

(3) 受講環境テストについて

受講環境テストは研修当日（1月29日）13：00～13：30に行います。研修参加前に接続確認をしてください。

(4) インターネットの通信費、資料の印刷等については参加者が負担することとします。（資料は事前にメールにて送信しますので、参加者は資料を印刷準備いただく必要があります）。

## 7 内 容

時 間	内 容
13：00～13：30	接続テスト・受付
14：00～15：30	(講義)「職場でのハラスメントの防止に向けて」 <ul style="list-style-type: none"><li>・パワハラ防止法とパワハラの意義</li><li>・事業主が講ずべき措置</li><li>・ハラスメントを発生させない職場づくり</li><li>・職場でハラスメントが起きてしまったら</li></ul>

## 8 講 師

### 安木 淳一 氏

(特定社会保険労務士・鳥取大学 非常勤講師／さんいんローケン社会保険労務士事務所)

## 9 申込み・問い合わせ先

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（担当：桑村、永田）

電 話：0857-59-6336

メール：[kuwamura@tottori-wel.or.jp](mailto:kuwamura@tottori-wel.or.jp) ホームページ：<http://www.tottori-wel.or.jp>